

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

1. 改正の趣旨

- 現在、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）による栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとされた（令和7年4月1日施行）。
- 現行の厚生労働省関係省令の規定の中には、施設の人員配置基準等において、全ての管理栄養士が栄養士であることを前提として単に栄養士のみを規定しているものがあるが、栄養士でない管理栄養士もこれらの規定の対象となるよう、所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- 以下の省令中栄養士を対象とする規定について、栄養士でない管理栄養士も対象となるよう所要の改正を行う。
  - ・ 事業附属寄宿舎規程（昭和22年労働省令第7号）
  - ・ 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）
  - ・ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
  - ・ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
  - ・ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）
  - ・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条
  - ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
  - ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
  - ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
  - ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
  - ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
  - ・ 健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）
  - ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
  - ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

号)

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
- ・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）
- ・ 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 36 号）

○ その他所要の規定の整備を行う。

### 3. 根拠条項

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 96 条第 2 項
- 栄養士法施行令（昭和 28 年政令第 231 号）第 22 条
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条第 1 項（同法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。）
- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 15 条の 3 第 2 項
- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 39 条第 2 項
- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 17 条第 2 項
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 27 条第 1 項
- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条第 2 項、第 54 条第 2 項、第 69 条の 2 第 1 項、第 74 条第 3 項、第 78 条の 4 第 3 項、第 88 条第 3 項及び第 115 条の 4 第 3 項
- 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 21 条第 2 項
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 44 条第 3 項及び第 84 条第 2 項
- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 65 条第 2 項

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 12 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日（第 14 次地方分権一括法による栄養士法の改正の施行日）